

東日本大震災 Q & A

(各種支援制度関係)

内容

各種支援制度税金関係.....	4
各種支援金をめぐる問題.....	4
Q 1 災害弔慰金の支給内容について教えてください。.....	4
Q 2 東日本大震災に係る義援金などを受領した場合、生活保護を打ち切られてしま いますか。.....	4
Q 3 津波で父が亡くなり、お葬式をしました。その費用について、補助してもらえる制 度はありますか。.....	4
Q 4 震災で家を失ったため避難所に移り、今は仮設住宅に住んでいます。避難所にいた とき、高齢の母が、持病が悪化し亡くなりました。避難生活の疲労やストレスで持病が悪 化したと思います。直接地震や津波で亡くなったわけではありませんが、災害弔慰金は受 け取れますか。.....	5
Q 5 震災で息子が亡くなりました。息子は結婚していましたが、長年別居していました。 この場合でも息子の妻が災害弔慰金を受け取ることになるのでしょうか。.....	5
Q 6 震災で、弟家族全員が亡くなりました。役所に災害弔慰金の相談をしたところ、自 分は受けとれないと言われました。他に受け取る人がいないのにももらえないのは納得で きません。権利を相続したとして受け取れないのでしょうか。.....	5
Q 7 震災後、避難所生活をしていたところ、私の父が亡くなりました。そこで、災害弔 慰金の支給を申請しましたが、認められませんでした。このままあきらめた方が良いので しょうか。.....	6
生活保護をめぐる問題.....	7
Q 1 東日本大震災で避難していますが、避難先で生活保護の申請をすることができます か。もともと住んでいた所には資産があるのですが、大丈夫でしょうか。.....	7
Q 2 90歳の親戚がすむ家が震災で全壊したため、親戚はアパートを借りて生活してい ます。親戚は年金も受給していないため、生活保護を考えているようです。生活保護を申 請したいのですが、どうすればいいですか。.....	7
その他の支援制度をめぐる問題.....	8
Q 1 仮設住宅に入居することになりました。生活家電等をそろえるための支援制度は ありますか。.....	8
Q 2 震災により被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのよう なものがありますか。.....	8
Q 3 公営住宅へ入居するためには、どうしたらよいですか。.....	9
Q 4 特定有料賃貸住宅等へ入居するためには、どうしたらよいですか。.....	9
Q 5 住んでいる賃貸アパートが震災で被害を受けました。大家さんに言われて、被災者 生活再建支援金というものの申請をし、入金されたお金を大家さんに渡しました。大家さ	

んはそのお金で修理をしましたが、渡したお金を返してもらうことはできるのでしょうか。	9
Q6 震災の少し前に、自分の土地建物を、兄弟の土地建物と交換しました。ところが、登記や住民票の移動をする前に、交換により取得した建物が津波被害に遭い、半壊してしまいました。役所から災証明を出してもらおうとしたところ、所有名義が異なるし、住民票も違う住所ということで、出してもらえませんでした。あきらめるしかないのでしょうか。	10
Q7 震災で自宅が半壊となりました。仮設住宅への入居を申し込もうとしたところ、全壊でないと入居できないと言われました。自治体ごとに、入居条件は異なるのでしょうか。	10
Q8 震災で隣家が倒壊し、自宅によりかかってきたため、自宅が傾いてしまいました。何か保障のようなものは受けられるのでしょうか。	10
Q9 震災で家屋が損傷を受けました。自治体の負担でトイレ修理をしてもらえると聞いたのでお願いしました。その後、仮設住宅に入居を申請したところ、トイレ修理をしてもらってるので、入居できないと言われました。入居は無理なのでしょうか。	11
Q10 自宅が津波で全壊したので、家を建て直す予定です。費用が足りないので、関西地方に住む親戚に援助をしてもらえることになりました。このような場合でも、生活再建支援制度の加算支援金はもらえるのでしょうか。	11
Q11 震災で自宅が損壊したため、取り壊して立て直しをすることを考えています。震災後、仮の住まいとしてアパートを借り、加算支援金（賃借）の支給を受けていますが、さらに、加算支援金（建設）の支給を受けることができますか。	11
Q12 被災者再建支援制度に上乘せする再建支援制度はありますか。	12
外国人支援をめぐる問題	13
Q1 震災で仕事と財産を失った外国人も生活保護を受けられますか。	13
Q2 外国人でも、災害により死亡、または障がい者になってしまった場合などには、見舞金や弔慰金をもらうことができますか。	13

各種支援制度税金関係

各種支援金をめぐる問題

Q 1 災害弔慰金の支給内容について教えてください。

A 東日本大震災で死亡された方の遺族には、災害弔慰金が支給されます。

支給額は、生計維持者の方が死亡した場合 500 万円、その他の方が死亡した場合 250 万円です。

- ・ 災害弔慰金の支給対象はこれまで、配偶者や子、父母、孫、祖父母に限られており、兄弟姉妹が除かれていましたが、震災後に行われた法改正により、一定の条件のもと兄弟姉妹も支給対象に含まれることになりました。同改正は、東日本大震災が発生した 3 月 11 日までさかのぼって適用されます。
- ・ 支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限りです。
- ・ 支給は、市町村が条例に基づいて行うこととなります。
- ・ 申請は、死亡された方の被災時の住所地であった市町村に対して行います。

Q 2 東日本大震災に係る義援金などを受領した場合、生活保護を打ち切られてしまいますか。

A 被災した生活保護受給世帯が義援金などを受けた場合、その世帯の自立更生のために当てられる額は収入認定されません。また、第一次義援金のように、震災後、緊急的に配分（支給）されるものについては、地方自治体の判断により、包括的に一定額を収入認定除外とするなど、被災者の事情に配慮した弾力的な取扱いができることとしています。

- ・ 厚生労働省の平成 23 年 5 月 2 日付け通知「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて(その 3)」によれば、義援金等について、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定することとしています。

Q 3 津波で父が亡くなり、お葬式をしました。その費用について、補助してもらえる制度はありますか。

A 震災で亡くなられた方の火葬等にかかった費用の一部について、災害救助法の規定により給付を受けることができます。

- ・ 葬祭業者等へ支払った領収書、明細書等をお持ちのうえ、亡くなられた方の住所地の市町村へ給付申請することとなります。火葬、棺費等が対象となり、告別式の式

典費用は対象となりません。

Q 4 震災で家を失ったため避難所に移り、今は仮設住宅に住んでいます。避難所にいたとき、高齢の母が、持病が悪化し亡くなりました。避難生活の疲労やストレスで持病が悪化したと思います。直接地震や津波で亡くなったわけではありませんが、災害弔慰金は受け取れますか。

- A** 個別事情によりますが、災害関連死と認められれば、支給されるでしょう。
- ・ 東日本大震災により、ご家族を亡くされた方には、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、災害弔慰金が支給されます。
 - ・ 直接、津波等の災害により亡くなった場合はもちろん、災害に起因して亡くなった場合（災害関連死）にも、災害弔慰金は支給されます。
 - ・ 避難生活の疲労やストレスで体調を崩したり、持病が悪化して亡くなってしまった場合にも、災害弔慰金は支給される可能性があります。ただし、震災から亡くなるまでの期間など個々の事情により結論が異なる場合があります。
 - ・ いずれにせよ、ご自身で判断なさらず、まずは、市町村の窓口申請して、亡くなった状況を詳細に説明してください。
- 申請したが市町村の認定に疑問がある方は、弁護士に相談してください。

Q 5 震災で息子が亡くなりました。息子は結婚していましたが、長年別居していました。この場合でも息子の妻が災害弔慰金を受け取ることになるのでしょうか。

- A** 事情により、受け取れる可能性も受け取れない可能性もあります。
- ・ 災害弔慰金の支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限りです。
 - ・ したがって、息子の妻（配偶者）は、あなた（父母）より優先順位が上ですので、息子の妻が、災害弔慰金の支給対象者となるのが原則です。
 - ・ ただし、配偶者であっても、「離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった」場合は支給対象者から除かれることとなりますので、自治体の方とよく相談されてください。

Q 6 震災で、弟家族全員が亡くなりました。役所に災害弔慰金の相談をしたところ、自分は受けとれないと言われました。他に受け取る人がいないのにもらえないのは納得できません。権利を相続したとして受け取れないのでしょうか。

- A** 残念ながら、受け取ることはできないものと思われます。
- ・ 災害弔慰金の支給対象はこれまで、配偶者や子、父母、孫、祖父母に限られており、兄弟姉妹が除かれていましたが、震災後に行われた法改正により、一定の条件のもと兄弟姉妹も支給対象に含まれることになりました。同改正は、東日本大震災が発

生した3月11日までさかのぼって適用されます。

- ・ 支給の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、兄弟姉妹は死亡された方と生計を同じにしていたか、同居していた場合に限りです。
- ・ ただし、遺族が不在の場合は支給されず、相続の対象にはなりません。

Q7 震災後、避難所生活をしていたところ、私の父が亡くなりました。そこで、災害弔慰金の支給を申請しましたが、認められませんでした。このままあきらめた方が良いのでしょうか。

A 異議を申立てて、再審査をしてもらうことにより、判定が変わることがあります。

- ・ いわゆる災害関連死の問題ですが、法律上は、災害弔慰金の支給等に関する法律で、災害弔慰金は、「災害により死亡」した場合に支給されるとしています。
- ・ 「災害により死亡」した場合が、どのような場合かについて、明確な基準はありません。災害を直接の原因として死亡した場合に限るものではなく、災害と死亡との間に因果関係がある場合にも「災害により死亡」した場合に該当し得ます。
- ・ 早急に弁護士に相談されることをおすすめします。

生活保護をめぐる問題

Q 1 東日本大震災で避難していますが、避難先で生活保護の申請をすることができますか。もともと住んでいた所には資産があるのですが、大丈夫でしょうか。

A 避難先の市区町村(福祉事務所)で生活保護の申請をすることができます。地元にも資産があっても、処分が困難であることなどを説明すれば、生活保護を受けることが可能な場合があります。

- ・ 厚生労働省の平成 23 年 3 月 17 日付け通知「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」は、「本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現在地保護を行うものとする」と定めています。
- ・ 通帳など資産を証明する書類が手元になかったり、地元に残した自動車や自宅がどうなっているかが分からなかったりする場合でも、申請に対しては柔軟に対応することになっていますから、避難先の市区町村(福祉事務所)に相談してみてください。
- ・ ただし、被災地に残した資産について、後日、処分可能となった場合には、それまでに受給した保護費の返還が必要になる場合がありますので、申請にあたっては、市区町村(福祉事務所)からよく説明を受けてください。

Q 2 90 歳の親戚がすむ家が震災で全壊したため、親戚はアパートを借りて生活しています。親戚は年金も受給していないため、生活保護を考えているようです。生活保護を申請したいのですが、どうすればいいですか。

A 福祉事務所の生活保護に関する窓口に行き、保護申請を行う必要があります。

- ・ 申請すると、預貯金・保険・不動産等の資産、扶養義務者による扶養の可否、年金等の社会保障給付・就労収入等、就労の可能性が調査されます。
- ・ 調査後、保護費の支給や保護施設への入所等が決定されます。
- ・ 生活保護を受給するには、自分の持っている資産や能力等を活用しても、なお生活が困窮しているという条件(補足性の原理)を満たす必要があります。
- ・ 高齢者・障害者・ホームレス等で自ら生活保護の申請ができない方や、生活保護の受給資格を有するにもかかわらず受給に困難をきたしている方など、人権救済の必要があるとの対象者の要件や、収入等に関する一定の要件を満たすことにより、弁護士を通じて法テラスに日本弁護士連合会委託援助業務「高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助」の利用申込をすることもできます。

その他の支援制度をめぐる問題

Q 1 仮設住宅に入居することになりました。生活家電等をそろえるための支援制度はありますか。

- A** 日本赤十字社の行っている、生活家電セットの寄贈事業があります。
- ・ これは、海外の赤十字社等からの海外救援金を財源として、被災県内に設置される応急仮設住宅および被災県が応急仮設住宅と同様に活用する公営団地、民間賃貸住宅等（みなし仮設）を対象として、生活家電セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の寄贈がされる支援制度です。
 - ・ 対象となる方は、各自治体が決定しますので、詳細については、入居先の県または市町村などにお問い合わせ下さい。

Q 2 震災により被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか。

A 以下のような制度があります。

- (1)被災者生活再建支援法に基づく支援制度
 - (2)災害救助法に基づく応急修理制度
 - (3)自治体による融資制度
 - (4)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度
1. 被災者生活再建支援法に基づく支援制度
地震などの自然災害により、住宅が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯について、最大 300 万円の支援金が支給されるという制度です。
基礎支援金の申請期間は災害発生日から 13 か月間、加算支援金の申請期間は同じく 37 か月間となりますので注意しましょう（申請期間の延長がされていますので、市町村に確認してください）。申請窓口は市町村となります。
 2. 災害救助法に基づく応急修理制度
住宅が半壊し（「全壊」でも応急修理をすれば居住可能な場合は対象）、自ら修理する資力のない世帯について、これを修理することにより被災者が仮設住宅等に入居しなくなると見込まれるに場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。
条件、申請方法、申請期間等は市町村にお問い合わせ下さい。
 3. 自治体による融資制度
自治体によっては、震災時に住宅再建支援のための融資等を行っていますので、都道府県または市町村にお問い合わせください。
 4. 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度は、震災により被害を受けた住宅の所有者または当該住宅に住んでいた方で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設、購入または補修される場合に、資金の融資が受けられる制度です。

建設・購入の場合、住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」が必要なほか、融資条件や対象要件があります。

融資申込みは、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口、または、郵送により住宅金融支援機構郵送申込係に行うことになります。

詳しくは、災害復興住宅融資取扱金融機関あるいは住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

Q 3 公営住宅へ入居するためには、どうしたらよいですか。

A 全国の地方公共団体が公営住宅を用意していますが、具体的な入居者選考の基準、申込みに必要となる手続き・書類、入居に当たっての条件等については、地方公共団体ごとに異なっていますので、各地方公共団体窓口にお問い合わせください。

- ・ 各地方公共団体窓口にお問い合わせいただくほか、国土交通省では、「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置しており、被災者の方が入居可能な全国の公営住宅等の入居申込窓口を案内しています。

Q 4 特定有料賃貸住宅等へ入居するためには、どうしたらよいですか。

A 特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が、都道府県知事等の認定を受けて、厳しい建築基準の下で建設した公的賃貸住宅です。入居者は、自治体・国の補助による家賃負担の軽減などを受けられます。申込みには、同居家族などの条件のほかに世帯所得の上限と下限などが定められていますが、被災者世帯のために特定優良賃貸住宅の提供を行っている地方公共団体もありますので、詳しくは、各地方公共団体窓口にお問い合わせください。

- ・ 各地方公共団体窓口にお問い合わせいただくほか、国土交通省では、「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置しており、被災者の方が入居可能な全国の公営住宅等の入居申込窓口を案内しています。

Q 5 住んでいる賃貸アパートが震災で被害を受けました。大家さんに言われて、被災者生活再建支援金というものの申請をし、入金されたお金を大家さんに渡しました。大家さんはそのお金で修理をしましたが、渡したお金を返してもらうことはできるのでしょうか。

A 返還請求できるものと思われます。

- ・ 被災者生活再建支援金は、家やアパートの持ち主ではなく、住んでいた方に支給さ

れるものです。したがって、入金されたお金は、賃借人がもらうべきお金です。

- ・ 契約内容などにもよりますが、通常は、賃貸物件は賃貸人が修繕義務を負いますので、修理費用を賃借人が負担する必要はありません。

Q 6 震災の少し前に、自分の土地建物を、兄弟の土地建物と交換しました。ところが、登記や住民票の移動をする前に、交換により取得した建物が津波被害に遭い、半壊してしまいました。役所から災証明を出してもらおうとしたところ、所有名義が異なるし、住民票も違う住所ということで、出してもらえませんでした。あきらめるしかないのでしょうか。

A り災証明を受けられる可能性はあります。

- ・ 建物のり災証明は、所有者か居住者であれば受けられます。
- ・ 居住者といえるために、住民票が必ず必要というわけではありません。
- ・ 公共料金の支払などの資料で、生活実態があることを説明してみてください。
- ・ 役所の認定に不満がある場合には、弁護士などの専門家にご相談ください。

Q 7 震災で自宅が半壊となりました。仮設住宅への入居を申し込もうとしたところ、全壊でないと入居できないと言われました。自治体ごとに、入居条件は異なるのでしょうか。

A 自治体ごとに入居条件が異なるようです。仮設住宅のある自治体にご相談下さい。

Q 8 震災で隣家が倒壊し、自宅によりかかってきたため、自宅が傾いてしまいました。何か保障のようなものは受けられるのでしょうか。

A 被災者生活再建支援制度が利用できないか自治体に確認してみるとよいでしょう。

- ・ 被災者生活再建支援制度とは、一定の自然災害により
 - (1) 住宅が「全壊」した世帯
 - (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

について、最大 300 万円の支給がされるものです。

本件では、自然災害が家の被害の直接の原因となっていないので、「自然災害により」と言えるかが問題となります。

したがって、確実に同制度を利用できるとは言えませんが、自治体に状況を説明して、同制度の利用ができないか相談されると良いでしょう。自治体の判断等に納得

できないときは、弁護士や司法書士等の専門家に相談してください。

Q 9 震災で家屋が損傷を受けました。自治体の負担でトイレ修理をしてもらえると聞いたのでお願いしました。その後、仮設住宅に入居を申請したところ、トイレ修理をもらってるので、入居できないと言われました。入居は無理なのでしょうが。

A 自治体の規定により、入居できない可能性はあります。

- ・ 今回のトイレの修理は、災害救助法に基づく住宅の応急修理によるものと思われます。
- ・ 応急修理が受けられる条件は、自治体によって異なりますが、仮設住宅に入居しないことが応急修理の条件になっている場合が多いようです。
- ・ したがって、あなたがお住まいの自治体において、仮設住宅に入居しないことが応急修理の条件になっている場合には、残念ながら、入居は難しいものと思われます。

Q 10 自宅が津波で全壊したので、家を建て直す予定です。費用が足りないので、関西地方に住む親戚に援助をしてもらえることになりました。このような場合でも、生活再建支援制度の加算支援金はもらえるのでしょうか。

A 加算支援金が支出される場合があるものと思われます。

- ・ 生活再建支援制度の加算支援金は、被災世帯が、居住する住居を建築等する場合に支出されるものです。
- ・ 被災地域外に住む親戚から援助を受ける場合でも、被災者自身も代金を負担するならば、加算支援金は支出されるものと思われます。
- ・ もっとも、加算支援金の支出に関しては、共同名義で契約をし、共有名義での登記をすることが必要になる可能性もありますので、事前に自治体に確認してください。

Q 11 震災で自宅が損壊したため、取り壊して立て直しをすることを考えています。震災後、仮の住まいとしてアパートを借り、加算支援金（賃借）の支給を受けていますが、さらに、加算支援金（建設）の支給を受けることができますか。

A 加算支援金（建設）の支給が受けられます。ただし、既に支給を受けた分は控除されます。

- ・ 被災者生活再建支援制度においては、建設・購入の場合に 200 万円（単身世帯は 150 万円）、賃借の場合に 50 万円（単身世帯は 37 万 5000 円）の加算支援金が支給されます。
- ・ 一度、賃借の加算支援金の支給を受けた後でも、建設・購入の加算支援金は支給を受けることができます。
- ・ ただし、既に支給を受けた分は控除されます。
- ・ したがって、賃借の加算支援金 50 万円の支給を受けた後でも、建設の加算支援金

200 万円から 50 万円を控除した 150 万円の支給を受けることができます。

- ・ 単身世帯の場合は、賃借の加算支援金 37 万 5000 円を受けた後でも、建設の加算支援金 150 万円から 37 万 5000 円を控除した 112 万 5000 円の支給を受けることができます。

Q 1 2 被災者再建支援制度に上乗せする再建支援制度はありますか。

A 被災者生活再建支援制度に上乗せして、再建支援事業を実施している自治体があります。自治体に問い合わせをしてみてください。

- ・ 例えば、岩手県では、県と市町村が共同で、被災者住宅再建支援事業を実施しており、最大 100 万円の補助金が支給されます。
- ・ その他、自治体独自の支援事業を実施している場合もありえますので、自治体に問い合わせをしてみてください。

外国人支援をめぐる問題

Q 1 震災で仕事と財産を失った外国人も生活保護を受けられますか。

A 永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等といった在留資格等を有する外国人であれば、生活保護の対象者になり得ます。

- ・ 国人が生活保護を受ける権利は、法律上の権利として保障されているわけではありません。
- ・ しかし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格をもつ外国人については、生活保護法を準用し、生活保護の認定を受けることが可能となっています。

Q 2 外国人でも、災害により死亡、または障がい者になってしまった場合などには、見舞金や弔慰金をもらうことができますか。

A 外国人でも、在留資格があつて日本国内に住所を有している方については、見舞金や弔慰金を受け取ることができます。

- ・ 災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給対象となる「住民」、「世帯」等の意味については、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている外国人も含むものとされています。
- ・ ただし、いずれも日本国内に住所を有していることが要件とされているため、在留資格のない外国人には支払われないこととなります。